Grant Thornton

IFRS News

Quarter 4 2010

vol. 7

IFRSニュースへようこそ—グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準（IFRS）の動向や話題のテーマに対する見方、グラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームの意見や見解をお届けします。

2010年最終号となる第4号では、米国会計基準（US GAAP）とのコンバージェンスに向けた国際会計基準審議会（IASB）の戦略がもたらす影響について主に論じています。初めに、IASBの公開草案「リース」について分析を行います。本公開草案では、すべてのリースを借手の貸借対照表で認識するよう提案しています。この提案は、多くの企業の財政状態を抜本的に変更することとなります。次に、IASBのコンバージェンス戦略の加速に伴って、前四半期に公表された他の多数の公開草案について説明します。

続いて、グラント・ソントンのIFRS関連ニュースの概要に目を向けるとともに、IASBに影響を及ぼすさまざまな活動を総括します。最後に、IASBがコメントを募集している提案及びまだ強制適用されていない最新基準の適用開始日について紹介します。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

IASBはリース会計に対する抜本的な変更を提案

オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区別がなくなる

IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、リース契約の財務報告を抜本的に変更することとなる共同提案を公表しました。公開草案「リース」に記載されている本提案は、両審議会の覚書（Memorandum of Understanding（MoU））に含まれている主要プロジェクトの1つです。

現行規定におけるリースの会計処理は、その分類によって異なります。オペレーティング・リースに分類されると、借手はいかなる資産も負債も財政状態計算書（貸借対照表）に計上しないこととなります。本公開草案ではこの区別を取り除くよう提案しているため、オペレーティング・リースにおけるオフバランス処理が廃止されます。

代わりに本公開草案では、すべてのリース契約に適用する借手のための単一の会計モデルを導入するよう提案しています。当該モデルにおいて、借手は原資産の使用権を表す「使用権資産（right of use asset）」及びリース料支払負債を認識することとなります。

貸手に対しては、新しい混合会計モデルが適用されることとなります。貸手はリース取引を以下のいずれかの手法で会計処理します。

- 履行義務アプローチ（原資産に関連する重要なリスク及び便益を貸手に留保させるようなリースに対して使用）
- 認識中止アプローチ（その他すべてのリースに対して使用）

認識中止アプローチでは、貸手は原資産の一部を貸借対照表から取り除き、かわりに、借手に対するリース料受取債権を計上します。結果として、貸手はリース取引開始時において損益を計上する可能性があります。

一方、履行義務アプローチでは、貸手は原資産を引き続き貸借対照表で認識し、さらに、リース料受取債権及び原資産の使用を借手に認めることによる負債を計上します。そして、貸手はリース期間にわたって収益を計上することとなります。

借手と貸手が認識する資産及び負債は、リース期間にわたって支払われるリース料の現在価値に基づき、貸借対照表で償却原価で認識及び計上されることとなります。こうした資産及び負債は以下の事項を基礎として測定されます。

a）発生しない可能性よりも発生する可能性のほうが高くなる最長の起こり得るリース期間を仮定する。これには、リースを延長または解約するあらゆるオプションの影響を考慮に入れる。
b）リース料には、リース契約で定められた変動リース料並びに期間オプションのペナルティ及び残価保証による予想支払額を、期待値技法により含める。
c）前報告期間の終了以降、事実又は状況の変化により、計上してきた資産又は負債に重要な変動が認められる場合には再評価を行う。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

ビジネス上の影響

現在オペレーティング・リースを利用している借手にとって、本公開草案における提案は報告される資産及び負債を大幅に増加させる可能性があります。考慮する必要があると思われる重要なビジネス上の影響について以下に示します。

貸借対照表における影響

- すべてのリース資産を貸借対照表で認識することによって、資産及び損益の財務比率に影響を及ぼす。
- 特にギアリングの算出は、借手の計上する借入額残高が増加することによって、影響を受ける可能性がある。借入契約や金融機関による財務制限条項への影響を考慮する必要がある。
- 規制業種の企業では、より多くの資本の保有が必要となる可能性がある。

損益における影響

- 現在オペレーティング・リースとして処理されているリース契約について、提案されたモデルではリース負債を償却するために実効金利法を用いるため、リース関連費用を早期に認識することとなる。
- しかし短期リース（リース期間が12ヵ月以内）については、割引前の支払リース料で測定することができる。これによって、短期リースのリース費用が定額法で算出されることとなり、新たなリースの仕組み作りの潜在的な誘因になる。

判断及び見積り

- 予想される変動リース料、残価保証及び期間オプション・ペナルティを見積る必要がある。提案された期待値アプローチ（expected outcome approach）に沿って、財務諸表作成者は、起こり得るさまざまな異なる結果とそれぞれの生じる確率の見積り及び上記項目に関するキャッシュフローの金額と生じる時期の見積りに時間を割く必要がある。
- リース契約の更新の可能性及び変動リース料は、貸借対照表日毎に再評価が行われ、再評価に応じて修正される必要がある。
- 本提案のもたらす複雑性と大いなる主観性によって、企業の財務諸表作成にかかるコストは増加する恐れがある。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

本提案は、現行のリース会計モデル（IAS第17号）に関して、投資家ならびにその他の財務諸表利用者から寄せられた懸念に対処するものです。IAS第17号では、ファイナンス・リース（オンバランス）とオペレーティング・リース（オフバランス、支払リース料が費用としてリース期間にわたって認識される）に区別されており、2つの非常に類似したリース取引が異なって会計処理される可能性があります。これは比較可能性を損ね、リース契約をオペレーティング・リース（オフバランス）のカテゴリーに分類されるよう仕組む誘因となります。

上記で論じたように、すべてのリースを貸借対照表で認識することによって、オペレーティング・リースを使用する企業の資産及び負債の報告金額が大幅に増加する可能性があり、結果として資産及び損益の財務比率に影響を与えることとなります。したがって、本提案はリース業界や主要な借手からの強い反発に遭うことが予想されます。

財務諸表作成者への質問表

当該公開草案とは別に、IASBはリースに関して財務諸表作成者への質問表も公表しました。本質問表では、貸手及び借手に対して、リースの使用及び会計処理についての調査を行います。これは、リースに関するIASBのアウトリーチ・プロジェクトの一環です。

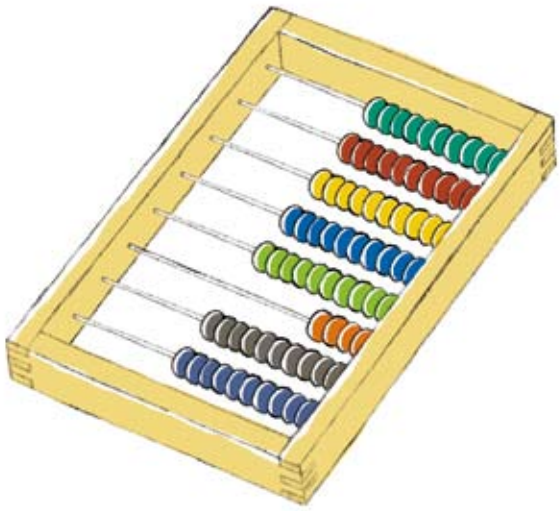

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

IFRS 第7号では金融資産の譲渡に関する開示を改善するよう改訂

「開示―金融資産の譲渡（IFRS第7号の改訂）」では、より複雑な金融資産の譲渡に関連するリスク・エクスポージャー（risk exposure）及びそうしたリスクが企業の財政状態に与える影響を財務諸表利用者が評価する上で役立つよう、IFRS第7号において必要な開示を修正しています。

本改訂の背景には、IFRS第7号における現行の開示要件を改善し、US GAAPの開示要件との相違を縮小する意図があります。必要とされる追加的な開示は、財務諸表利用者が以下の事項を行えるようにする情報を提供するためのものです。

a）譲渡はされたが、全部がそのまま認識を中止していない金融資産と、それに関連する負債との関係を理解できるようにする。

b）全部の認識を中止した金融資産に対して、企業の継続的関与があれば、その性質及びリスクを評価できるようにする。

IAS第39号の現行の認識の中止に関する要件については、金融危機において有効に機能したと判断されたため、変更が行われていません。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

本改訂は、金融危機の間に顕在化した、より複雑な金融資産の譲渡（例えば、金融資産の証券化を含む譲渡取引）に関する開示において、認識された不備に対応することを目的としています。例えば、金融資産の単純な売却といった簡単な認識の中止に係る取引は、本改訂による影響を受けるべきではありません。

本改訂では、金融資産の譲渡に関連するリスク・エクスポージャーを評価する上で、より有用な情報を財務諸表利用者に提供することを目指しています。例えば、金融資産全体について認識を中止したものの、そうした資産に対して継続的関与を有する場合、企業は継続的関与からの損失の最大エクスポージャーを最も的確に表す金額及びその金額をどうやって算定したか開示しなければなりません。同様に、認識の中止の要件を満たしていない譲渡を行ったため、その金融資産の一部又は全部を計上し続ける場合、企業はそのリスク及び効用の特徴について説明し、明確な定量的開示を行う必要があります。

本改訂では、開示要件の改善のみを取り扱っています。IASBは、現行の金融資産における認識の中止に関する要件が依然として目的にかなっており、今後すぐには置き換える必要がないとの結論に達しています。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

露天掘り鉱山に関するIFRIC解釈指針草案

国際財務報告基準解釈指針委員会（IFRS Interpretations Committee）は、解釈指針草案「露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用」を公表しました。

本解釈指針草案では、剥土費用（鉱床にたどり着くために露天掘り鉱山から廃土や廃石を除去するプロセス）の会計処理方法において、現行の実務の多様性に規制的に対応することを目的としています。また、「剥土強化活動」に伴うコストは、既存の資産の追加的な構成要素として会計処理し、この構成要素は強化活動により直接効用の増した埋蔵量の減耗に応じて減価されるべきであると提案しています。

IASBはIFRS第1号の改訂を提案

IASBは、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂案を公表しました。

IFRS第1号には、2004年1月1日を固定日付とする、以下の2つの規定が含まれています。
・金融商品の認識の中止に関する免除規定
・金融商品の当初認識時における公正価値測定に関する免除規定

これらの規定は次の理由により設定されました。すなわち、多くの企業が初めてIFRSの適用を行った2005年に先立って導入されたこれらの規定は、初度適用企業をそれより前からIFRSを利用している企業（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に含まれていた特定の移行措置による恩恵を受けることができた）と同等の立場に据えることを目的としていました。しかし、時間が経過するにつれ、2004年1月1日という日付の意義は失われていきました。

公開草案「初度適用企業に対する固定日付の廃止」では、「2004年1月1日」という固定した移行日付への参照を「IFRS移行日」に置き換えることにより、IFRS第1号を改訂することとなります。

結果的に、初度適用企業は以下の事項が免除されます。
・IFRS移行日より前に発生した金融商品の認識の中止に関する取引の修正再表示が免除される。
・取引がIFRS移行日より前に発生していた場合、金融商品の当初認識時における「デイワン（day 1）」差額の再計算が免除される。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は本提案（つまり、該当する取引を2004年1月1日まで遡及して修正再表示するコストがベネフィットを上回る可能性が高い）に同意します。IFRS第1号における固定日付の箇所を、IFRS移行日を参照するよう置き換えることは、これからIFRS第1号を初めて適用しようとする企業にとって、より適切なことであると思われます。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

公正価値測定並びに連結に関するIFRSのスタッフ・ドラフト

IASBは、公表予定である2つのIFRSに関するスタッフ・ドラフトをウェブサイトに掲載しました。

最初のスタッフ・ドラフトは公正価値測定に関するもので、プロジェクトに携わるIASB及びFASBによる現在までの暫定決定を反映しています。しかし、作業は継続しているため、この決定は変更される可能性があります。

2つ目のスタッフ・ドラフトは連結に関するものです。公表予定であるIFRSの発効日についての検討を除けば、本プロジェクトにおけるIASBの審議は概ね終了しています。しかし、最終基準が公表されるまでは、合意に至った暫定決定は変更される可能性があります。

IASBは概念フレームワーク・プロジェクトの第1フェーズを完了

IASBとFASBは、国際財務報告基準（IFRS）及び米国で一般に認められた会計原則（US GAAP）のための、改善された概念フレームワークを開発する、両審議会の共同プロジェクトの第1フェーズを完了し、更新した概念フレームワークの最初の2章を公表しました。

当該プロジェクトの目的は、原則主義かつ基準内で整合し、国際的にコンバージェンスされた将来の会計基準のための健全な基礎を構築することです。

公表された新しい章は、既存のIASBとFASBのフレームワークを基礎としており、財務報告の目的と質的特性を扱っています。質的特性とは、財務情報を有用なものにする特性のことです。そこでは、質的特性は、必要不可欠な特性（目的適合性及び表現の忠実性）と補強的特性（比較可能性、適時性、検証可能性及び理解可能性）に分類され、そのうち補強的特性ではより有用性の高い情報を、比較的有用性の低い情報と区別しています。

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

我々は、今回更新された概念フレームワークの最初の2章の公表を歓迎します。本改訂は、IFRSとUS GAAPとの相違を解消する一助となることでしょう。

本概念フレームワークは、基本的にIASBとFASBが将来の基準を設定する際に利用するツールです。新しく公表されたフレームワークの最初の2章はIFRSが対応していない事項について各企業が会計方針を決める上で、有用な判断基準になると考えられるものの、それにより、企業が大きな影響を受ける可能性は低いと考えられます。しかし、報告企業とは何かの定義などを扱う今後の章では、より重大な影響を企業に与える可能性があります。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

IAS第12号「法人所得税」の改訂案

本改訂では、どのような資産回収方法を採用するかの決定が困難なケースに対して、繰延税金を測定するための実務的なアプローチを提供することを意図している

IASBは「繰延税金：原資産の回収」と題して公開草案を公表しました。本提案では、IAS第12号「法人所得税」の一部を改訂することとなります。

IAS第12号では、繰延税金負債及び繰延税金資産の測定は、企業が資産の使用又は売却のいずれの方法で回収を見込んでいるかによって決定されます。使用又は売却のどちらによって回収を行うかの判断は、時として困難かつ主観的となる場合があります。本改訂案では、使用によって回収が行われるという明確な証拠が存在しない限り、企業は全額売却によって資産を回収すると推定することで、ある特定の状況下における、こうした問題に対する実務上の解決策を提供することを目的としています。

上記の推定は、以下のような資産を公正価値で再測定又は再評価する場合に適用されることとなります。

- 投資不動産
- 有形固定資産
- 無形資産

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

本改訂案では、予想される回収方法の判断が困難かつ主観的となる場合に、繰延税金負債及び繰延税金資産を測定するための実務上のアプローチを提供することを目的としています。そのため、一部の利用者は本改訂案を歓迎すると思われます。しかし、この改訂案ではIFRSの原則主義が曖昧になっており、基準（IAS第12号）に確一的ルールを導入するものと捉えられてしまうリスクがあります。

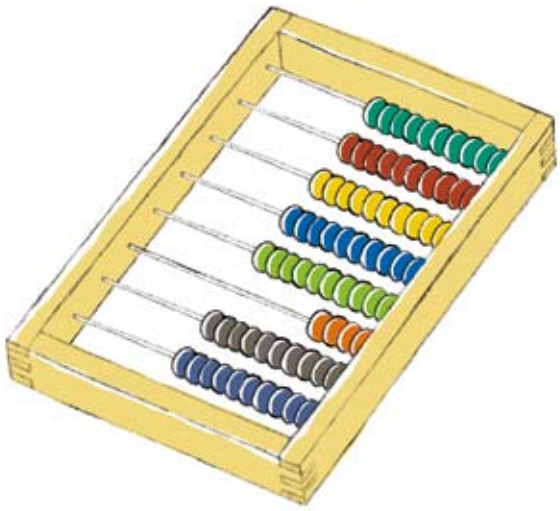

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

保険会計にとって新しい時代となるか

IASBは、保険会社の財務報告を根本的に変えるであろう提案を公表しました。

現行の保険契約についての会計慣行は多様であり、保険会社以外の金融機関が使用しているものとは異なります。IFRS第4号が2004年に公表された際、保険会計における問題についても一部取り扱っていましたが、単なる暫定的な解決策に過ぎず、既存のさまざまな会計慣行の継続を容認するものでした。公開草案「保険契約」では、全ての保険会社が全法域間において、常にあらゆるタイプの契約に対して適用可能な単一の基準を導入することによって、この問題を解決することとなります。

本公開草案では、履行キャッシュフローの現在価値及び契約期間にわたり収益を報告する残余マージンに基づいて、保険会社は保険契約を測定するよう提案しています。提案された測定モデルは、以下の「ビルディング・ブロック」によって理解することができます。

- 将来キャッシュフローの現在における見積り−最新情報を用いて見積った保険会社が受け取る保険料と、保険契約者に支払う保険金、給付金及び費用
- 貨幣の時間的価値−将来キャッシュフローを現在の金額に換算するために割引率を用いて調整
- リスク調整−将来キャッシュフローの金額に関する不確実性による影響を見積るための調整
- 残余マージン−契約による利益（契約期間にわたり報告される）

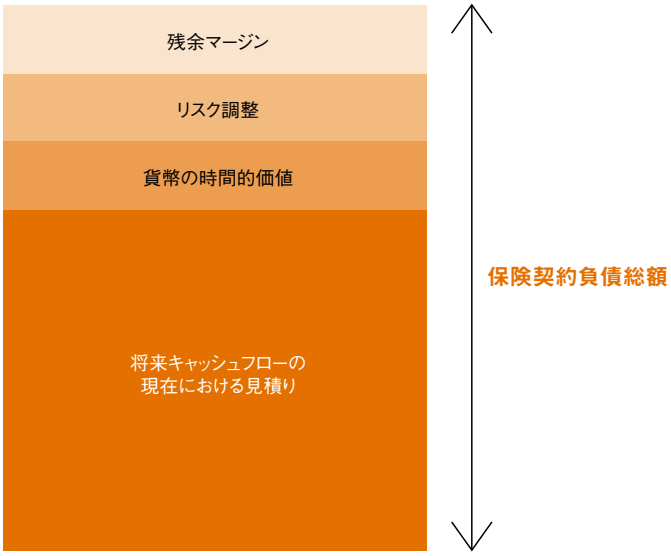

図の下部3つのビルディング・ブロックは、報告期間ごとに再測定が行われ、変動は損益として計上されます。これにより、当該期間における保険契約負債の変動及び保険損益に関する情報が、財務諸表利用者に対して提供されるようになります。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

グラント・ソントン・インターナショナルの見解

本提案では、企業、法域間及び資本市場における比較可能性を向上させることによって、保険会社の財務報告が改善されることとなります。また、資産が現在の市場価格を反映する一方、負債はロック・イン方式による利率を反映する場合が多いために、現在生じている会計上のミスマッチを解消することにもなります。

しかし、本提案では多様性を有することで知られた保険会社の既存の会計慣行を根本的に変えることとなります。新しい要件を満たすためには、広範囲にわたるシステムの変更が必要であると思われます。保険会社は本公開草案に細心の注意を払い、本提案によって自社がどのような影響を受けるのかを評価しなければなりません。例えば、本公開草案のもとで使用すべき割引率は、一部の保険会社が現在使用している資産ベースの割引率よりも低いものとなり、いくつかの種類の保険契約負債の測定額を増加させると思われます。

また、本公開草案では、すべての保険契約負債は、IAS第21号における貨幣性項目として扱うことを明確にしています。責任準備金(pre-claim liability)を貨幣性項目として処理することで、現在のIFRSにおいて存在する会計上のミスマッチの一つが解消されます。

測定に加え、表示も大きく異なります。本公開草案では、「要約マージン」アプローチで、保険契約を包括利益計算書に表示するよう提案しています。このアプローチにおいて、包括利益計算書には少なくとも以下の5つの表示項目が含まれます。

- 引受マージン
- 当初認識時における利得及び損失
- 増分新契約費以外の契約費用
- 実績調整及び見積りの変更
- 保険契約負債に関する利息

IASBは深刻なハイパーインフレに関してIFRS第1号の改訂を提案

IASBは、自社の機能通貨が深刻なハイパーインフレの影響を受けたためにIFRSに準拠できなかった企業が、その後、IFRSに従ってどのように財務諸表の表示を再開すべきかについてのガイダンス案を公表しました。

公開草案「深刻なハイパーインフレ」では、IFRS第1号に対する免除規定を追加するよう提案しており、これにより、そうした企業は資産及び負債を公正価値で測定し、その公正価値をIFRS再開財政状態計算書において資産及び負債のみなし原価として利用できることとなります。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

南アフリカのパートナーがSMEIGに任命

グラント・ソントン・ヨハネスブルグオフィスのリスクマネジメント及びプロフェッショナル・スタンダード担当リーダーであるFrank Timminsは、IASBのSMEインプリメンテーション・グループ（SMEIG）のメンバーに任命されました。

SMEIGの使命は、中小規模企業向けIFRS（IFRS for SMEs）の国際的な適用を支援し、その実施を監視することにあります。主要な責務として、以下の2つが挙げられます。

- Q&A形式でガイダンス案を作成することとし、IFRS for SMEsの利用者から寄せられた実施に関する質問を検討する。
- Q&Aで対処しきれない実施に関する問題及びIFRS for SMEsが公表または前回改訂されて以降、適用された新基準・改訂基準に対してIFRS for SMEsを改訂する必要があるか検討し、IASBへの提言を行う。

米国のメンバーファームのCEOがIFRSについて語る

米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPのCEO、Stephen Chipmanは、「IFRS ― Convergence or Adoption?」に関する調査の一環として、米国の業界紙「Accounting Today」によるインタビューを受けました。「Accounting Today」で選ばれた会計業界において最も影響力のある100人が、以下のような質問を受けました。
「グローバルな単一の会計基準をつくるための現在の試み（世界的規模のIFRSへのコンバージェンスかアドプションかを問わず）をどう思われますか。違った方法で行うべきか、または全く行うべきではないのでしょうか」

この質問に対するChipmanの回答は、グラント・ソントンLLPが高品質かつグローバルな単一の会計基準に向けた進行中の活動を支持していることを明確に示しています。「企業が国際的に事業を拡大し続けている中、異なった報告基準の使用は益々最善とは言えなくなってきており、そうした状況下ではコストが増大し比較可能性が低下することも考えられます。」また、米国が今すぐにIFRSのアドプションに向けた動きを加速させなければ、IFRSの開発における影響力が徐々に低下するであろうという懸念についても説明しました。

Chipmanは、以下のように述べて回答を締めくくりました。「最後に、課題は山積しているため、そのプロセスにはさらなる時間を要するという米国証券取引委員会（SEC: Securities and Exchange Commission）の見解をグラント・ソントンは支持します。しかし、我々はまた、決められた期日までに合意することでそのプロセスを円滑にし、最終的に合意した基準をより効果的なものとすることができるとも考えています」

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

英国のメンバーファームはIFRS for SMEsへの支持をあらためて表明

7月末に、英国会計基準審議会（UK ASB）は、今後の英国及びアイルランドの財務報告（the future of UK and Irish Financial Reporting）案に関する影響力の評価（impact assessment）を作成する際の支援を求めたことに対する回答を要求しました。UK ASBは、以下に示した企業タイプに応じて、英国で3階層システムを導入するよう提案しています。

・公的説明責任を有する企業は、EU版IFRSを使用する。
・公的説明責任を有さない企業は、IFRS for SMEsを使用する。
・小規模企業は、小規模企業のニーズに合った基準を使用する。

こうした要求を受けて、英国のメンバーファームは英国会計基準（UK GAAP）にIFRS for SMEsを組み入れた様式に置き換えるための支援をあらためて表明しました。

グラント・ソントンUKは、多くのアナリストがIFRS for SMEsの複雑性を過大評価しているとコメントしました。複雑な取引を行わない企業に限ると、移行による影響は最小限にとどまるとだろうとも表明しました。また、影響を受ける大多数の民間企業にとって、IFRS for SMEsを組み入れた基準の導入は、初期の移行が完了すれば、複雑性よりもむしろ会計要件の簡易化につながる可能性が高いと付け加えました。

グラント・ソントン代表がIIRCに任命

新しい組織である「国際統合報告委員会」（IIRC: International Integrated Reporting Committee）は、金融危機をきっかけに、報告に関する抜本的な見直しを行おうとしています。IIRCは、企業の財務諸表を取り扱うのみならず、経営者の解説（management commentary）、ガバナンス、報酬及び環境社会問題についても検討すると思われます。

本委員会は、市民社会とその企業、会計、証券、監督機関、非政府組織、政府間組織及び基準設定部門など幅広い分野から代表者を集っており、運営委員会及びワーキング・グループから構成されています。グラント・ソントン・インターナショナルのCEOであるEd Nusbaumは、運営委員会においてグラント・ソントンを代表する予定であり、英国のパートナーであるSteve Maslinはワーキング・グループのメンバーに任命されました。

IIRCは、年次報告書の国際比較を可能にする、グローバルな統合報告モデルのためのフレームワークを年内に公表する予定です。

本フレームワークは、2011年のG20サミット（20ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議）で示されることとなります。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

US GAAP とIFRSとの比較ガイドを更新

グラント・ソントン・インターナショナルの米国のメンバーファームは、その刊行物「Comparison between U.S. GAAP and International Financial Reporting Standards」を更新しました。

1.5版では、2010年8月31日までに公表された基準についての更新及び改訂を行いました。本版では、一部の重要なUS GAAPとIFRS要件だけでなく、米国のメンバーファームが実務において最もよく遭遇する現在のUS GAAPとIFRSとの主要な類似点及び相違点についても取り上げています。上記（「Comparison between U.S. GAAP and International Financial Reporting Standards」）については、米国のメンバーファームのウェブサイトをご覧ください（www.grantthornton.com）。

グラント・ソントンのIIGの紹介

グラント・ソントンのインターナショナルIFRSインタープリテーション・グループ（IIG）は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表とグラント・ソントン・インターナショナルIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年3回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバー一人ずつに注目していきます。今月は英国の代表に焦点を当てます。

Brian Shearer、英国

Brianは、グラント・ソントンUKの財務報告分野担当のナショナル・ディレクターです。1970年に研修生としてグラント・ソントンに入社し、国際会計基準委員会（IASC: International Accounting Standards Committee）に2年間出向した後、1983年にグラント・ソントンのナショナル・テクニカル・パートナーになりました。

Brianは、財務報告についての専門家として30年以上のキャリアを有し、ASBの緊急問題専門部会（UITF: Urgent Issues Task Force）及びイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（ICAEW: The Institute of Chartered Accounttants in England and Wales）の財務報告委員会（FRC: Financial Reporting Committee）のメンバーを10年以上勤めています。また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG: European Financial Reporting Advisory Group）の中小企業ワーキング・グループのメンバーでもあります。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

スウェーデンのパートナーがIFRS for SMEsのワークショップに出席

北欧財団（The Nordic Foundation）は、2010年9月1日、2日にヘルシンキでIFRS for SMEsに関するセミナーを開催しました。参加者は北欧諸国及びバルト諸国の主に政府（省庁）ならびに各国の基準設定主体からでした。スウェーデンのメンバーファームのパートナーであるEva Törningは、スウェーデン会計士協会の代表として本セミナーに出席しました。

セミナーでは、IFRS for SMEsの大きな可能性に焦点が当てられました。IFRS for SMEsが公表されて1年が経過した現在、60ヶ国以上ですでに適用されています。欧州では、およそ2,500万、米国では2,000万の中小企業が存在するため、IFRS for SMEsがそうした企業の財務報告に対して健全な基盤を築く可能性は非常に大きいと言えます。

オーストラリアのパートナーがリースに関する提案に警鐘を鳴らす

グラント・ソントン・オーストラリアでプロフェッショナル・スタンダード担当ナショナル・リーダーを務めるKeith Reillyは、すべてのリースを貸借対照表で認識するというIASBの提案によってもたらされる影響について、企業はすぐにでも分析を始めるよう助言を行いました（巻頭記事をご覧ください）。

SmartCompany.com.auという、オーストラリアの企業家、中小企業事業主及び企業経営者向けニュース情報サイトのなかで、Reillyは「この変更が企業にどのような影響を及ぼす可能性があるのかについて、特に負債比率の上昇または総資産利益率の減少を招く場合には、今のうちから検討しておく必要があります」と警鐘を鳴らしています。

また、オーストラリアがIFRS for SMEsの適用を拒否したことで、中小企業は新たなリース規定の適用を余儀なくされる可能性がある点についても注意を促しています。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

米国のメンバーファームは収益認識のそのガイドを公表

米国のメンバーファームは、「収益の認識 ー 迷路を抜けるためのガイド(Revenue recognition: A guide to navigating through the maze)」を公表しました。

US GAAPにおける収益認識に関する権威あるガイダンス(authoritative guidance)の複雑性は、収益を適切に計上する時期及び方法についての判断を難しくしています。米国のメンバーファームが公表したガイドでは、利用者が収益認識に関する会計基準群のいわば迷路で迷うことのないよう支援するロードマップを提供することを意図しています。IFRSに基づいて財務諸表を作成する企業の中には、IFRSが具体的なガイダンスを示していない分野で詳細な収益認識の方針を設定する際、US GAAPを参照する企業もあります。本ガイドは、米国のメンバーファームのウェブサイトでご覧いただけます(www.grantthornton.com)。

英国のメンバーファームがAccountancy Age Awards 2010の最終候補に残る

グラント・ソントンUKは、会計事務所にとって重要なイベントである、雑誌「Accountancy Age」主催の2010年度における授賞で、以下の4部門において最終選考に残りました。

- Global Firm of the Year
- Audit Team of the Year－National Not-For-Profit Audit Team
- Tax team of the Year－National Recovery and Reorganisation Tax and Pensions Team
- AAT Accounting Technician of the Year

授賞式は11月17日にロンドンで開催される予定です。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

他のニュースをまとめて

IASBの円卓会議

IASBは公衆の理解を得るための取組の一環として、IASBの収益認識、保険契約及びリース・プロジェクトに関して、11月、12月ならびに1月に円卓会議を開催する予定です。本会議は、米国、東アジア及び英国の各地で行われます。

IASB が次期議長を公表

IASBの現議長であるDavid Tweedie卿が2011年6月末に退任し、その後、Hans Hoogervorstが議長を引き継ぎます。 Hoogervorstは現在、オランダの証券規制当局であるNetherlands Authority for the Financial Markets（AFM）の議長、証券監督者国際機構（IOSCO: International Organization of Securities Commissions）の専門委員会の委員長及び金融危機アドバイザリー・グループ（FCAG: Financial Crisis Advisory Group）の共同議長を兼任しています。IASB議長を引き受けるにあたって、Hoogervorstは現職をすべて辞任します。

また、IFRS財団の評議委員会は、Ian Mackintoshを同副議長に任命するとの発表も行いました。Mackintoshは現在、UK ASBの議長及び各国会計基準設定主体グループの議長を務めています。

IFRSタクソノミ

IFRSタクソノミ（2010年版）では、最新の「IFRSの年次改善」（2010年5月）に対して更新を行いました。それとは別にIFRS財団は、IFRS用XBRLタクソノミ（2010年版）の例示も公表しました。

EFRAG及びIASB合同会議

IASBは、EFRAGとの定例の公開合同会議の一つを8月に行いました。この会議の中でEFRAGは、IASBの金融商品及び保険に係るプロジェクトを2011年6月までに完了する計画への支持を表明しました。しかし、IASBが同スケジュールで収益認識及びリースに係るプロジェクトを完了することの必要性については異論を唱えました。

IFRS財団は年次改善プロセスの判断基準に関して意見を募集

IFRS財団は、IFRSの明確化または訂正に関する事項を年次改善プロセス（緊急性はないが必要性はあるIFRSの改訂に対して使用される仕組み）で扱うべきかどうかの判断基準を拡充する提案を公表しました。

IASBが収益認識に関するウェブキャスト配信実施

IASBは、公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案の潜在的影響に関し、ウェブキャスト配信を2回実施しました。1回目の配信ではハイテク産業に対する潜在的影響に注目し、2回目の配信では建設業界への影響に注目しています。これらの配信はIASBのウェブサイトでご覧いただけます。

2009年のIFRS実施に関するCESRの活動報告

欧州証券規制当局委員会（CESR: Committee of European Securities Regulators）は、EU加盟国の財務報告監督機関の執行決定データベースから8度目の抜粋を公表しました。取り上げられた問題は、IFRS全般にわたります。しかし、経済危機の中で財務報告を行う際に、重要性が高まった分野、あるいは複雑な取引及び契約に対する適用に困難のある会計処理の分野は、他よりも注目を集めました。例えば、金融商品に関する報告のさまざまな問題、非金融資産の減損及び企業結合などが挙げられます。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

IVSBは評価の不確実性に関するディスカッション・ペーパーを公表

国際評価基準委員会(IVSB: International Valuation Standards Board)は、パブリック・コメントを募集するため、ディスカッション・ペーパー「評価の不確実性」を公表しました。本ディスカッション・ペーパーは、金融危機及び不活発で膠着している市場の下で行われた評価に対して、多くの投資家が信頼を寄せすぎであったとする考えに対応するものです。

CSAはIFRSへの移行に関する開示のまとめを公表

カナダ証券管理局(CSA: Canadian Securities Administrators)は、近々行われるカナダのIFRSへの移行に先がけて、カナダ企業の移行に関する開示のまとめを公表しました。このまとめは、2009年度における経営者による討議と分析(MD&A: Management's Discussion and Analysis)に基づいて実施され、以下の内容が明らかとなりました。

- 95%の企業がIFRSへの移行計画を開示していた。
- 60%の企業が移行計画の重要な要素と関連がある項目別目標(milestones)及びスケジュールについての説明を行っていた。
- 82%の企業が現行のカナダ会計基準とIFRSとの間の重要な会計方針の相違内容を開示した。

EFRAGは承認状況レポートを更新

EFRAGは、欧州のIAS規則(EU IAS regulation)に基づいて、個々のIFRS及び国際財務報告解釈指針(IFRIC)の承認手続状況に関する報告書を更新しました。当該報告書はEFRAGのウェブサイトでご覧いただけます(www.efrag.org)。

IFRS諮問会議はIASBの2011年以降のワークプランについて提言を行った

IFRS諮問会議(IASB及びIFRS財団の評議員会の正式な諮問機関)は、9月にIASBの2011年以降のワークプランに関する提言書を公表しました。本提言書には、IASBが以下のことを行うよう記載されています。

- IFRSを適用している、または適用を希望する企業への働きかけに焦点を当てるべきである(コンバージェンスはもはや最重要検討事項としては考えられていない)。
- これから適用される多くの新基準及び改訂基準の確実な実施のために、新しい基準の公表を控えるべきである。
- IFRSの実施において生じる問題を解決するための支援を、いつでも行えるよう準備しておくべきである。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

コンバージェンス

ナイジェリアは2012年にIFRSを適用

ナイジェリアの商工大臣（Minister for Commerce and Industry）は、ナイジェリアの上場企業及び重要な社会的影響度の高い企業は、2012年1月1日までに適切なIFRSのガイドラインを用いて財務諸表を作成する必要があり、その他の社会的影響度の高い企業についても、2013年1月1日までに制度目的でIFRSを適用しなければならないと発表しました。

日本基準とIFRSとのコンバージェンスは継続

IASB及び企業会計基準委員会（ASBJ）は、それぞれのコンバージェンス・プロジェクトにおける最近の動向に関する情報交換を行うため、9月に会談を開催しました。両者は、東京合意（Tokyo Agreement）として知られる覚書（MoU）に記載された通り、2011年6月までに日本会計基準（J GAAP）とIFRSのコンバージェンスを行えるよう引き続き尽力します。

IASBとFASBは新しい会計基準の発効日について協議

IASBは、来年公表予定の新基準をいつ発効するべきかについて、利害関係者から意見を集うために、「Effective Dates and Transition Methods（発効日及び移行方法）」と題する意見募集を公表しました。いくつかの新基準については、IASBとFASBが協同して作成しているため、米国のFASBも同じく意見を募集する文書を公表しました。意見募集の対象となるプロジェクトは、金融商品、収益、保険契約及びリースです。

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2009年1月1日以降が発効日とされるIFRS基準及び国際財務報告解釈指針（IFRIC）の一覧です。
企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準及びIFRS解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	2013年1月1日	可（広範な経過規定を適用すること）
IFRS第7号	開示ー金融資産の譲渡（IFRS第7号の改訂）	2011年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善（2010年版）	特に指定のない限り、2011年1月1日（2010年7月1日より発効となるものも一部ある）	可
IFRIC第14号	最低積立要件のもとで前払いーIFRIC第14号の改訂	2010年1月1日	可
IAS第24号	関連当事者についての開示	2011年1月1日	可（基準全体または政府関連企業に対する一部免除のいずれか）
IFRS第1号	初度適用企業に対するIFRS第7号の比較情報開示の限定的な免除（IFRS第1号の改訂）	2010年7月1日	可
IFRIC第19号	資本性金融商品による金融負債の消滅	2010年7月1日	可
IAS第32号	発行する新株権利の分類（IAS第32号の改訂）	2010年2月1日	可

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS for SMEs	中小規模企業向けIFRS	各法域間の規制当局が定める日以降	N/A
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善(2009年版)	特に指定のない限り、2010年1月1日(2009年7月1日より発効となっているものも一部ある)	可
IFRS第1号	初度適用企業に対する追加的な免除規定(IFRS第1号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第2号	グループ間現金決済型株式報酬取引(IFRS第2号の改訂)	2010年1月1日	可
IFRS第1号	国際財務報告基準の初度適用(2008年改訂)	2009年7月1日	可
IAS第39号	IAS第39号「金融商品:認識及び測定」の改訂(適格なヘッジ対象)	2009年7月1日	可
IFRIC第17号	株主への非現金資産の分配	2009年7月1日	可(ただしIFRS第3号(2008年改訂)、IAS第27号(2008年改訂)及びIFRS第5号(IFRIC第17号による改訂事項)も同時に適用する必要がある)
IFRS第3号	企業結合(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、2007年6月30日以降開始する会計期間のみを対象とし、IAS第27号(2008年改訂)も同時に適用する)
IAS第27号	連結及び個別財務諸表(2008年改訂)	2009年7月1日	可(ただし、IFRS第3号(2008年改訂)も同時に適用する必要がある)
IFRIC第18号	顧客からの資産の譲渡	2009年7月1日以降の資産の譲渡	可(過去の譲渡に対して、本指針を適用するのに必要な評価及び情報を当該譲渡の発生時に入手してある場合)
IAS第32号及びIAS第1号	IAS第32号「金融商品:表示」及びIAS第1号「財務諸表の表示」:の改訂(プット可能な金融商品及び精算時に生じる債務)	2009年1月1日	可(ただし、IAS第39号、IFRS第7号及びIFRIC第2号の関連改訂も同時に適用する必要がある)

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

2009年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準または解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第1号及びIAS第27号	IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」及びIAS第27号「連結及び個別財務諸表」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第7号	IFRS第7号「金融商品の開示」の改訂（金融商品に関する開示の改善）	2009年1月1日	可
IFRS第2号	IFRS第2号「株式報酬」の改訂（権利確定条件及び取消し）	2009年1月1日	可
IAS第1号	財務諸表の表示	2009年1月1日	可
IAS第23号	IAS第23号「借入費用」の改訂	2009年1月1日	可
IFRS第8号	「オペレーティングセグメント」	2009年1月1日	可
IFRIC第15号	「不動産の建設に関する契約」	2009年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善（2008年版）	2009年1月1日（特に指定のない限り）	可

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All rights reserved.

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナルは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメントの募集期限
公開草案	顧客との契約から生じる収益	2010年10月22日
公開草案	初度適用企業に対する固定日付の廃止（IFRS第1号の改訂案）	2010年10月27日
公開草案	繰延税金:原資産の回収	2010年11月9日
公開草案	保険契約	2010年11月30日
解釈指針案	露天掘り鉱山の生産段階における剥土費用	2010年11月30日
デュー・プロセス協議文書	年次改善プロセス:IASBデュー・プロセス・ハンドブックの修正案	2010年11月30日
公開草案	深刻なハイパーインフレ（IFRS第1号の改定案）	2010年11月30日
公開草案	リース	2010年12月15日
コメントの募集	発効日及び移行方法	2011年1月31日

Grant Thornton

www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG.All right reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド（グラント・ソントン・インターナショナル）とメンバー・ファームは、
世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。